特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児、妊産婦等の訪問指導や健康診査等、母子の健康保持及び増進に関する事務を行う。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ③養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 11こども家庭センターの事業の実施に関する業務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイ	ル名
母子保健情報ファイル、宛名	ら情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表70の項
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 主務省令第2条の表48, 71, 80, 95, 102の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 主務省令第2条の表95の項
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	福祉部健康増進課 福祉部保険課
②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 福祉部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開え	示·訂正·利用停止請求

請求先 東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797 東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か [1		<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人以上1万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点		
2. 取扱者	2. 取扱者数			
特定個人情				
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点		
3. 重大事	重大事故			
	内に、評価実施機関において特定個 rる重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目記	3) 基礎項目	評価書及び 評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書 スク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	アシステムを通	じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る	
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネッ	ルワークシステ ム	ムを通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手] (]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保管,廃棄時等に特定個人や 人での確認を行うようにして	情報の取扱いに おり、「マイナン	情報が記載された妊娠届出書、母子管理台帳の取り扱い、 関して手作業が介在するがいずれの局面においても複数 バー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断 対応を行うため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	まえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部健康増進課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	事後	
平成28年4月1日	I ···· -	東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
平成29年4月1日	1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	福祉部健康増進課長	事後	
平成30年4月1日		東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシス	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番70	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番69-2, 70	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番69-2, 70	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二項番69の2、	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月7日	エーキハ佐判除14日	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	1.特定個人情報ファイルを取	健康管理システム,宛名管理システム,中間 サーバー	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, サービス検索・電子申請機能, 申請	事後	
令和5年11月28日	5.評価美施機関における担当	福祉部健康増進課	福祉部健康増進課 福祉部保険課	事後	
令和5年11月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	福祉部健康増進課長	福祉部健康増進課長 福祉部保険課長	事後	
令和5年11月28日	1 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
令和5年11月28日	1.对家人致	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	2.取扱者致	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	1(2)事業の概要		⑪こども家庭センターに関する業務 を追加	事後	
令和7年3月28日	3法令上の根拠	番号法第9条第1項,別表第一項番49 平成26年内閣府·総務省令第5号第40条	番号法第9条第1項, 別表70の項	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	・番号法第19条第8号, 別表第二項69-2, 70・平成26年内閣府・総務省令第7号 第38条の	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 主務省令第2条の表	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	·番号法第19条第8号, 別表第二項番26, 56- 2, 69-2, 87	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 主務省令第2条の表95	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		該当の事務において、個人番号及び本人情報が記載された妊娠届出書、母子管理台帳の取り扱い、保管、廃棄時等に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守して対応を行うため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式対応
	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日		基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
令和7年6月19日			東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	